部活動細則

１　部活動の方針

（１）生徒の主体的活動を基本とする。

◎部活動を自分でやりたい、やれる生徒
◎部活動を自分から楽しんでできる生徒

（２）学校生活の充実と卒業後の豊かな生活（余暇活動）につながる活動とする。

（３）集団活動を通じて、望ましい人間関係をはぐくむ取り組みを大切にする。

２　部活動

（１）《文化系》パソコン部、和太鼓部、音楽部
《運動系》陸上競技部、フライングディスク部、卓球部、サッカー部

３　活動日及び活動時間

（１）火・金曜日の週２日（１５：２０～１６：１０）の活動を原則とする。

（２）特別な事情により活動時間等を変更する場合は、「部活動特認届（様式１）」を生活支部長に提出し、校長の許可を受ける。但し、活動時間は１７時００分を超えないものとする。

（３）休業日に活動を行う場合は、月間活動計画とともに「土・日・祝祭日用部活動等実施届（様式２）」を生活支援部長に提出し、校長の許可を受ける。活動終了後、「土・日・祝祭日用部活動等実績報告書（様式２）」を生活支援部長に提出し、校長に報告する。

（４）休業日に活動した場合は、活動時間に応じて、引率職員に部活動指導手当を支給する。

（５）体験入部期間中の生徒は、休業日の部活動には参加させないものとする。

（６）夏期・冬期・春期の長期休業期間中の活動は、生活支援部長および部顧問によって協議し、校長の承認を得る。活動期間は休業期間の４分の１を超えないものとする。但し、大会等参加日はこの限りではない。

（７）個別懇談週間は、原則活動は行わない。また、職員の研修等により、活動を行わない場合もある。

４　活動場所

（１）活動場所は学校（ひまわりの丘学園施設を含む）を原則とするが、活動内容により活動場所を変更する場合は、「部活動特認届（様式１）」を生活支援部長に提出し、校長の許可を受ける。

５　入部・退部

（１）入部できる生徒は、当校中学部、高等部に在籍する生徒で、任意加入とする。

（２）入部を希望する生徒は、体験入部を行う。

（３）入部は、体験入部の様子を参考に、安全面を配慮しながら部顧問と担任で協議して決める。

（４）入部が決まった生徒は、入部届（様式３）を提出する。

（５）入部までの流れ

①入りたい部活動を決める

②担任に相談

③担任の同意を得たら、生徒が部顧問に体験入部をしたい旨を伝える
（中学部の生徒は担任と共に）

④体験入部　※体験入部の期間は、各部顧問と担任の協議によって決定する。
（原則担任が付きそう）

⑤担任、顧問で入部を協議

⑥担任、顧問の許可が出たら、生徒が入部届を部顧問より受け取り、記入し提出
（中学部の生徒は担任と共に）

⑦入部は校長の許可を得る。

（６）中学部１年生は、２学期からの入部とする。

（７）高等部１年生で、中学部から引き続き同じ部活に所属する場合でも、再度入部届を提出する。

（８）退部を希望する生徒は、生活支援部から退部届（様式４）の用紙を受け取り必要事項を記入し、部顧問に提出する。

（９）安全確保が困難な場合は、入部規定に関わらず、入部を制限することがある。

６　部顧問

（１）部には校長により委嘱を受けた教職員及び外部講師等による部顧問を置く。

（２）各部に顧問の代表を１名置く。

（３）部活動担当（生活支援部）は、顧問会議を必要に応じて開催し、入部規定、生徒の入退部の可否、活動計画、活動内容、予算等の協議及び生徒に関する情報交換を行う。

（４）部活動検討委員会を年２回行い、部の運営等の検討を行う。

７　大会等引率旅費の支給

（１）支給する旅費は、交通費及び宿泊費とする。

（２）支給基準は、岐阜県職員等旅費条例に基づく。

（３）大会等から旅費等の手当てが支給される場合は、学校からは引率旅費は支給しない。

（４）旅費及び宿泊費の支給が困難な全国レベルの大会への経費負担については、別途協議する。

８　大会以外の対外試合

（１）対外試合を実施する場合は、予め「土・日・祝祭日用部活動等実施届（様式２）」を生徒指導部長に提出し、校長の許可を受ける。活動終了後、「土・日・祝祭日用部活動等実績報告書（様式２）」を生活支援部長に提出し、校長に報告する。

（２）相手団体の責任者に対して、依頼状または参加申込書等を作成し、送付する。

（３）部活動に伴う生徒の送迎は、原則として保護者が行う。（委任状のある場合は検討する）

９　予算・会計

（１）生徒の参加費等は受益者負担とする。

（２）活動にかかる経費は、県補助金（運動系の部活動対象の県からの補助金）とＰＴＡ部活動後援会費（ＰＴＡ教育活動費からの補助金）を充てる。

（３）県補助金は、運動系の部活動の消耗品費のみに充てることができる。

（４）予算の執行をするときは、事前決裁書(物品所得伺等)を生活支援部に提出し、校長の決裁を得る。

（５）予算執行後は、請求書、納品書、領収書その他の証拠書類を生活支援部に提出し、支出金調書を作成のうえ校長の決裁を得る。

（６）会計は、各部活動顧問及び事務部が連携し行う。

１０　活動規定

（１）各部は、入部規定、活動日、活動場所及び内容、指導体制、部費等の活動規定を設け、生活支援部へ提出し、校長の承認を得る。

（２）各部は当該規定に沿って活動を行う。

１１　新設

（１）部の新設を希望する場合は、活動計画、活動内容、活動に必要な最低限の人数、部顧問数等部の概要をとりまとめ、前年度１０月末までに生活支援部に届ける。

（２）前年度の１２月までに、生活支援部の提案により校長の承認を得て、部を新設することができる。

（３）承認された部は、次年度４月より、活動を開始することができる。

１２　廃部

（１）活動が著しく低調または困難と判断される場合は、生活支援部の提案により校長の承認を得て、廃部とすることができる。

１３　その他

（１）高等部については、各部活動の活動詳細を入学後、生徒集会等で連絡する。

付記

本細則は、平成１８年４月１日より施行する。

本細則は、平成１９年４月１日より一部改正し、施行する。

本細則は、平成２０年４月１日より一部改正し、施行する。

本細則は、平成２４年４月１日より一部改正し、施行する。

本細則は、平成２８年４月１日より一部改正し、施行する。